令和5年1月号







神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地マサミビル 3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: http://www.roumpro.com メール:info@sssr.jp

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所



LINE お友だち登録は こちらから▲

<代表 庄司 茂 より一言>



新年おめでとうございます。昨年はお世話になり、ありがとうございました。

厚生労働省は、令和4年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。この 調査は、全国の民間企業における賃金の改定額、改定率、改定方法などを明らかにすること を目的に、例年7月から8月にかけて行われています。調査の対象は、常用労働者 100 人以 上を雇用する会社組織の民営企業で、令和4年は3,646社を抽出して調査を行い、2,020社 から有効回答を得ています。令和4年中における賃金改定の実施状況をみると、1人平均賃金 を引き上げた・引き上げる企業の割合は85.7%(前年80.7%)となり、3年ぶりの増加と なりました。産業別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」が95.7%、次いで「建設 業」が95.4%と高くなっています。また、賃金の改定状況をみると、1人平均賃金の改定額

は 5,534 円 (前年 4,694 円)、1 人平均賃金の改定率は 1.9% (同 1.6%) でした。調査では、賃金改定の決定時 に重視した要素として、「会社の業績」(40%)、次いで「労働力の確保・定着」(11.9%)が挙げられています。業 界内・他企業の動向も踏まえつつ、賃上げ要請に対する自社の戦略を立てていくことが必要となるでしょう。

【厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査:結果の概要」】

「業務改善助成金(通常コース)」が改定

◆業務改善助成金(通常コース)とは

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、設備投資等 を行った場合に、その投資費用の一部が助成される制度 です。令和4年12月に改定され、活用の幅が広がってい ます。

◆改定のポイント

- 1 助成上限額の引上げ⇒事業場規模30人未満の事業 者について、助成上限額を引上げ
- 2 助成対象経費の拡大⇒特例事業者の助成対象経費を 拡充

特例事業者のうち、次の①または②に該当すると、下記 の経費も助成対象となります。

- ① 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3 か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月 に比べて、15%以上減少している事業者
- ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の 外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の 利益率が3%ポイント以上低下している事業者

【生産性向上に資する設備投資】

- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用 自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の 新規導入

【関連する経費】

- 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子 の増設など
- 3 対象事業場の拡大⇒助成対象を事業場規模100人以 下とする要件を廃止
- 4 申請期限の延長⇒申請期限を令和5年3月31日ま で延長

業務改善助成金は、過去に活用した事業者も助成対象 になります。ただ、予算が限られていて、申請期限内に 募集が終了する場合があるので、注意が必要です。また 細かい改定も多いので、最新の情報を入手するようにし ましょう。

受給申請をご検討の際は、弊所にご相談ください。

人材開発支援助成金に事業展開等リスキリング 支援コースが新設

厚生労働省の「人材開発支援助成金」について、令和4 年12月2日より、新コースが創設されるなどの変更があ りましたのでご紹介します。申請をご検討の際は、弊所 にご相談ください。

◆「事業展開等リスキリング支援コース」の新設

本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に 伴い、新たな分野で必要となる知識および技能を習得さ せるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間 中の賃金の一部を助成するものです。

対象事業主は、①既存事業にとらわれず、新規事業の



立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成に取り組む事業主 (例:新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始するなど)、②業務の効率化や脱炭素化などに 取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主です(例:ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進める)。

支給対象となる訓練は、①企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練、もしくは②事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させるうえで必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練等です。

経費助成率は75%(中小企業の場合)、賃金助成額は 1人1時間あたり960円(中小企業の場合)です(助成 限度額あり)。

◆「人への投資促進コース」の改正(助成率の引上げ等)

本助成金は、デジタル人材・高度人材を育成する訓練、 労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練(サブスクリプション型)等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するものです。今般、①助成限度額の引上げ、②定額制訓練の助成率の引上げと対象訓練の緩和、③高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加等がされました。

賃金のデジタル払いを可能にする改正省令が公布

厚生労働省は令和4年11月28日、賃金のデジタル払い(資金移動業者の口座への賃金支払い)を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

給与の振込先が拡大されるのは25年ぶりで、企業は、 労使協定を締結したうえで労働者から同意を得れば、厚 生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金 移動による賃金支払い(賃金のデジタル払い)ができる ようになります。厚生労働省は同日、関係通達も発出し、 労働者への説明事項などを記載した同意書の様式例も提 示しました。施行は令和5年4月1日で、同日から資金 移動業者の指定申請を受け付けます。

◆指定資金移動業者の破綻時には保証機関により労働者 に□座残高の弁済が行われる 改正省令では資金移動業者の指定要件について厳しく 定められており、賃金デジタル支払いはこれらの要件に 係る措置が講じられた資金移動業者の口座に限り認めら れることとなっています。口座残高の上限を100万円と し、口座残高が100万円を超えた場合、その日のうちに 100万円以下にする仕組みが必要です。また、指定資金 移動業者の破綻時には、指定資金移動業者と保証委託契 約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保 証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われる こととなっているため、破綻したときの全額返済に向け、 保証機関と契約しておく必要もあります。

◆労働者の同意を得る際の留意事項

企業が賃金のデジタル払いを実施するには、労働者の同意が必要です。同意を得る際は、資金移動を希望する賃金の範囲・金額や支払い開始希望時期、賃金移動業者の破綻時に弁済を受けるための代替銀行口座などを確認する必要があります。

■YouTube チャンネルからのお知らせ

公開動画:健康保険証の旧姓併記 結婚後も旧姓を使い続けたい方が増加しています。 旧姓併記には一定の手続が必要ですので、社員からの問い 合わせがあっても慌てることのないよう是非ご覧くださ い。





〈事務所からのご案内〉

■ 労務問題対策 無料相談会のお知らせ

1月は労務問題対策の無料相談会を実施いたします。 業務上のコミュニケーションに難がある社員がいる、終業 後も仕事せずにダラダラと残業する社員がいる等、会社に よって大なり小なりの労務問題がありますが、その対応方 法は一律ではありません。そこで、それぞれの労務問題に 対して個別に相談に応じますので是非お申込ください。

日時:1月17日(火)、18日(水)

9:30~16:30(1社45分程度)

場所:弊社 神戸事務所または姫路事務所にて

神戸▶神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

姫路▶姫路市安田 4 丁目 36 番地マサミビル 3F